

令和 8 年

第 1 回臨時會議案書

自：令和 8 年 1 月 20 日
至：令和 年 月 日

会期

議案第1号

土地及び建物の処分について

次により土地及び建物を処分したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年1月20日提出

白浜町長 大江 康弘

記

1. 土地の表示 和歌山県西牟婁郡白浜町日置字蛇原1013番1 外1筆
処分面積6,749.18平方メートル（別紙「処分財産一覧表」
のとおり）
2. 建物の表示 和歌山県西牟婁郡白浜町日置字蛇原1013番25 外1棟
延床面積3,983.40平方メートル（別紙「処分財産一覧表」
のとおり）
3. 処分の目的 リヴァージュ・スパひきがわ及びその敷地について、民間経営による安心安全なまちづくりを基本とする観光を含めた地域活性化につながる事業に利活用することを目的として売却するため。
4. 処分の価格 一金20,000,000円
5. 契約の相手 和歌山県和歌山市吉田386番地 和歌山プラザビル402号
株式会社和み
代表取締役 古田 高士

処分財産一覧表

1. 土地

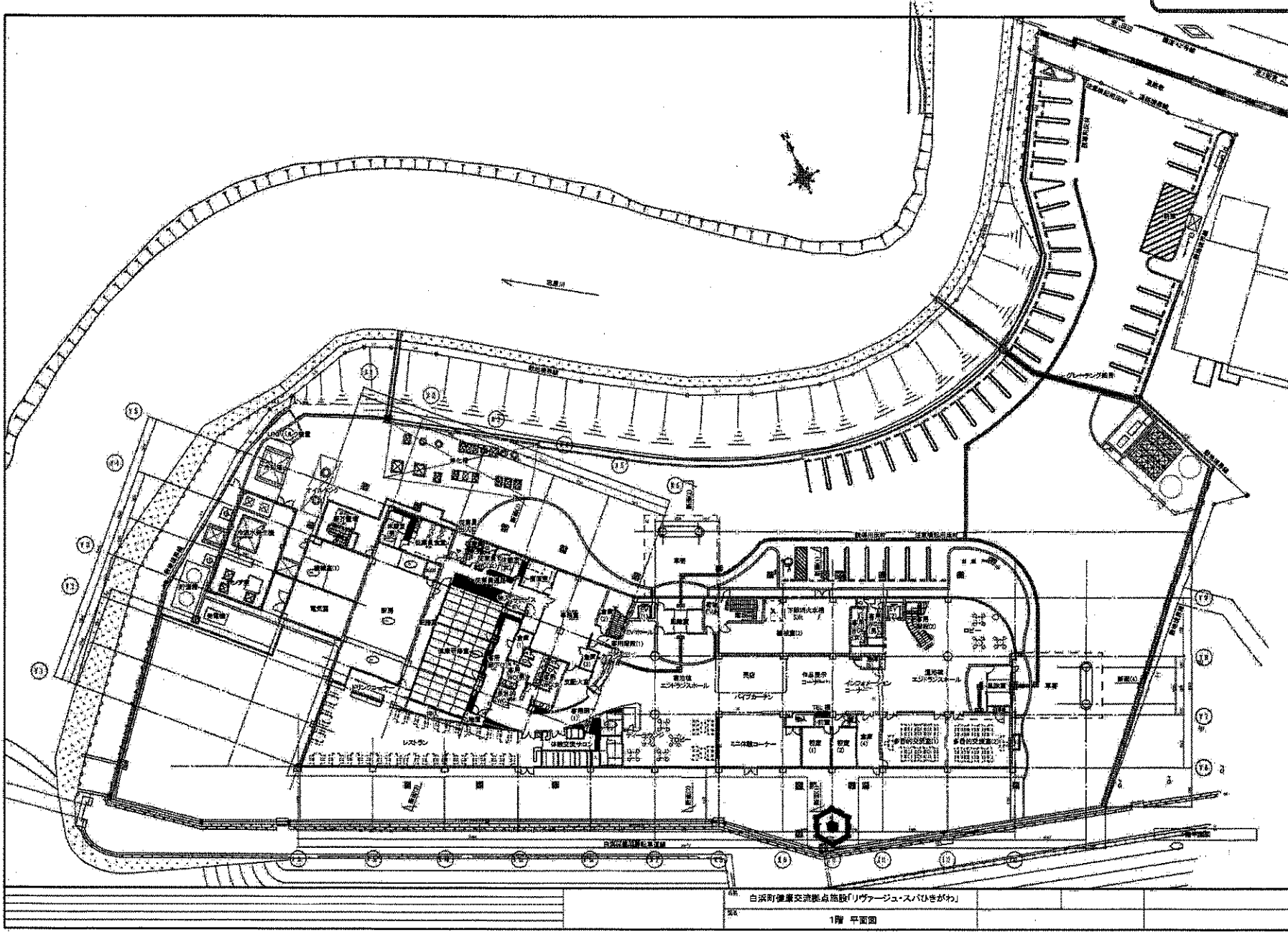
番号	所在	地番	地 目		面 積 (㎡)	
			公 簿	現 況	公簿面積	処分面積
1	和歌山県西牟婁郡 白浜町日置字蛇原	1 0 1 3 番 1	雑種地	宅地	919	919
2	和歌山県西牟婁郡 白浜町日置字蛇原	1 0 1 3 番 2 5	宅地	宅地	5,830.18	5,830.18
合 計					6,749.18	6,749.18

2. 建物

番号	所在	地番	構造	建築年	延床面積 (㎡)	
					公簿面積	処分面積
1	和歌山県西牟婁郡 白浜町日置字蛇原	1 0 1 3 番 2 5	鉄筋コンクリ ート造3階建	平成16年	3,891.52	3,891.52
2	和歌山県西牟婁郡 白浜町日置字蛇原	1 0 1 3 番 2 5	鉄筋コンクリ ート造平屋建	平成16年	91.88	91.88
合 計					3,983.40	3,983.40

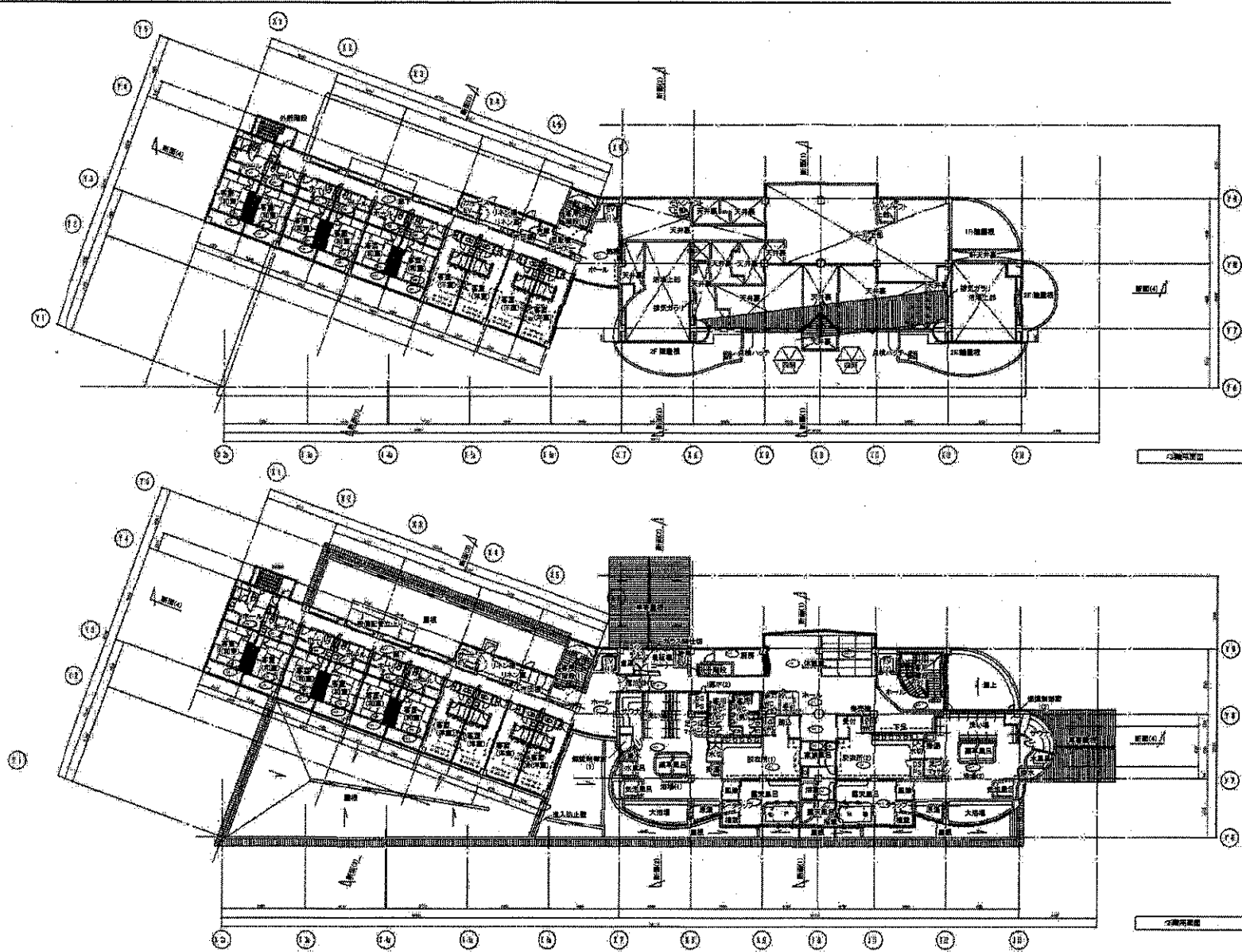
【配置図】リヴァージュ・スパひきがわ





白浜町健康交流拠点施設「リヴァージュ・スバヒがわ」

1層 平面図



44 白浜町健康交流拠点施設「リヴァージュ・ジュース」
 55 2階・3階 平面図

議案第 2 号

白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 1 月 2 0 日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

人事院勧告による国家公務員の給与改定等に準じて、給与に関する規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(白浜町職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 白浜町職員の給与等に関する条例（平成18年白浜町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、「にあっては100分の105」を「にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の70」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を加える。

第24条第2項第1号中「合計額を加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（管理職にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000

15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900

54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			

	93	268,300	307,800	358,100			
	94		308,000	358,400			
	95		308,300	358,800			
	96		308,700	359,100			
	97		308,900	359,400			
	98		309,200	359,800			
	99		309,500	360,200			
	100		309,900	360,600			
	101		310,100	361,100			
	102		310,400	361,500			
	103		310,700	361,900			
	104		311,000	362,300			
	105		311,200	362,800			
	106		311,500	363,200			
	107		311,800	363,500			
	108		312,100	363,800			
	109		312,300	364,200			
	110		312,600				
	111		313,000				
	112		313,300				
	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
再任用職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

別表第2（第8条関係）

医療職給料表

(単位：円)

職員の区分 再任用以外の職員	級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	

34	398, 200	469, 100	527, 800	
35	399, 800	470, 400	529, 100	
36	401, 100	471, 800	530, 400	
37	402, 500	473, 200	531, 400	
38	403, 900	474, 900	532, 700	
39	405, 300	476, 500	534, 000	
40	406, 700	478, 000	535, 300	
41	408, 200	479, 600	536, 300	
42	408, 900	480, 800	537, 100	
43	409, 500	481, 900	537, 900	
44	410, 100	483, 000	538, 700	
45	410, 900	484, 000	539, 600	
46	411, 500	484, 900	540, 400	
47	412, 100	485, 800	541, 200	
48	412, 600	486, 600	541, 900	
49	413, 100	487, 300	542, 700	
50	413, 500	488, 000	543, 500	
51	414, 000	488, 700	544, 200	
52	414, 400	489, 300	545, 100	
53	414, 800	489, 900	546, 000	
54	415, 100	490, 600	546, 800	
55	415, 400	491, 200	547, 700	
56	415, 800	491, 800	548, 600	
57	416, 100	492, 100	549, 400	
58	416, 500	492, 700	550, 200	
59	416, 800	493, 300	551, 000	
60	417, 200	494, 000	551, 700	
61	417, 600	494, 400	552, 500	
62	417, 900	495, 000	553, 400	
63	418, 200	495, 700	554, 300	
64	418, 500	496, 400	555, 200	
65	418, 800	496, 800	556, 000	
66		497, 400	556, 900	
67		498, 000	557, 800	
68		498, 500	558, 700	
69		499, 000	559, 500	
70		499, 500	560, 400	
71		500, 000	561, 300	
72		500, 500	562, 200	

73		500,900	563,000	
74		501,400		
75		501,800		
76		502,200		
77		502,700		
78		503,300		
79		503,800		
80		504,200		
81		504,700		
82		505,300		
83		505,900		
84		506,400		
85		506,900		

第2条 白浜町職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」」に改める。

第24条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第25条関係）

片道の通勤距離		支給の額
2キロメートル以上	3キロメートル未満	2,000円
3キロメートル以上	4キロメートル未満	2,730円
4キロメートル以上	5キロメートル未満	3,460円
5キロメートル以上	6キロメートル未満	4,200円
6キロメートル以上	7キロメートル未満	4,780円
7キロメートル以上	8キロメートル未満	5,360円
8キロメートル以上	9キロメートル未満	5,940円
9キロメートル以上	10キロメートル未満	6,520円
10キロメートル以上	11キロメートル未満	7,300円

11キロメートル以上 12キロメートル未満	7,900円
12キロメートル以上 13キロメートル未満	8,500円
13キロメートル以上 14キロメートル未満	9,100円
14キロメートル以上 15キロメートル未満	9,700円
15キロメートル以上 16キロメートル未満	10,400円
16キロメートル以上 17キロメートル未満	11,000円
17キロメートル以上 18キロメートル未満	11,600円
18キロメートル以上 19キロメートル未満	12,200円
19キロメートル以上 20キロメートル未満	12,800円
20キロメートル以上 21キロメートル未満	13,500円
21キロメートル以上 22キロメートル未満	14,100円
22キロメートル以上 23キロメートル未満	14,700円
23キロメートル以上 24キロメートル未満	15,300円
24キロメートル以上 25キロメートル未満	15,900円
25キロメートル以上 26キロメートル未満	16,600円
26キロメートル以上 27キロメートル未満	17,200円
27キロメートル以上 28キロメートル未満	17,800円
28キロメートル以上 29キロメートル未満	18,400円
29キロメートル以上 30キロメートル未満	19,000円
30キロメートル以上 31キロメートル未満	19,700円
31キロメートル以上 32キロメートル未満	20,300円
32キロメートル以上 33キロメートル未満	20,900円
33キロメートル以上 34キロメートル未満	21,500円
34キロメートル以上 35キロメートル未満	22,100円
35キロメートル以上	22,800円

(白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年白浜町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

職務の級	給料月額
1級	200,300円
2級	213,100円
3級	242,000円
4級	276,300円
5級	309,800円
6級	332,600円

(白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年白浜町条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700

3 3	2 4 2, 0 0 0	2 7 7, 4 0 0
3 4	2 4 2, 9 0 0	2 7 8, 2 0 0
3 5	2 4 3, 8 0 0	2 7 9, 0 0 0
3 6	2 4 4, 8 0 0	2 7 9, 6 0 0
3 7	2 4 5, 8 0 0	2 8 0, 3 0 0
3 8	2 4 6, 7 0 0	2 8 1, 1 0 0
3 9	2 4 7, 6 0 0	2 8 1, 8 0 0
4 0	2 4 8, 4 0 0	2 8 2, 5 0 0
4 1	2 4 9, 2 0 0	2 8 3, 2 0 0
4 2	2 4 9, 9 0 0	2 8 3, 9 0 0
4 3	2 5 0, 5 0 0	2 8 4, 6 0 0
4 4	2 5 1, 1 0 0	2 8 5, 3 0 0
4 5	2 5 1, 8 0 0	2 8 6, 0 0 0
4 6	2 5 2, 4 0 0	2 8 6, 6 0 0
4 7	2 5 3, 0 0 0	2 8 7, 3 0 0
4 8	2 5 3, 6 0 0	2 8 7, 9 0 0
4 9	2 5 4, 1 0 0	2 8 8, 6 0 0
5 0	2 5 4, 7 0 0	2 8 9, 2 0 0
5 1	2 5 5, 3 0 0	2 8 9, 9 0 0
5 2	2 5 5, 8 0 0	2 9 0, 6 0 0
5 3	2 5 6, 2 0 0	2 9 1, 1 0 0
5 4	2 5 6, 6 0 0	2 9 1, 7 0 0
5 5	2 5 6, 9 0 0	2 9 2, 3 0 0
5 6	2 5 7, 2 0 0	2 9 3, 0 0 0
5 7	2 5 7, 5 0 0	2 9 3, 6 0 0
5 8	2 5 7, 8 0 0	2 9 4, 2 0 0
5 9	2 5 8, 1 0 0	2 9 4, 8 0 0
6 0	2 5 8, 4 0 0	2 9 5, 5 0 0
6 1	2 5 8, 7 0 0	2 9 6, 1 0 0
6 2	2 5 9, 0 0 0	2 9 6, 7 0 0
6 3	2 5 9, 3 0 0	2 9 7, 2 0 0
6 4	2 5 9, 6 0 0	2 9 7, 7 0 0
6 5	2 5 9, 9 0 0	2 9 8, 2 0 0
6 6	2 6 0, 2 0 0	2 9 8, 8 0 0
6 7	2 6 0, 5 0 0	2 9 9, 3 0 0
6 8	2 6 0, 8 0 0	2 9 9, 9 0 0
6 9	2 6 1, 1 0 0	3 0 0, 3 0 0
7 0	2 6 1, 4 0 0	3 0 0, 8 0 0
7 1	2 6 1, 7 0 0	3 0 1, 3 0 0

7 2	2 6 2, 0 0 0	3 0 1, 9 0 0
7 3	2 6 2, 3 0 0	3 0 2, 4 0 0
7 4	2 6 2, 6 0 0	3 0 2, 8 0 0
7 5	2 6 2, 9 0 0	3 0 3, 1 0 0
7 6	2 6 3, 2 0 0	3 0 3, 4 0 0
7 7	2 6 3, 5 0 0	3 0 3, 6 0 0
7 8	2 6 3, 8 0 0	3 0 3, 9 0 0
7 9	2 6 4, 1 0 0	3 0 4, 1 0 0
8 0	2 6 4, 4 0 0	3 0 4, 4 0 0
8 1	2 6 4, 7 0 0	3 0 4, 6 0 0
8 2	2 6 5, 0 0 0	3 0 4, 8 0 0
8 3	2 6 5, 3 0 0	3 0 5, 1 0 0
8 4	2 6 5, 6 0 0	3 0 5, 3 0 0
8 5	2 6 5, 9 0 0	3 0 5, 6 0 0
8 6	2 6 6, 2 0 0	3 0 5, 8 0 0
8 7	2 6 6, 5 0 0	3 0 6, 1 0 0
8 8	2 6 6, 8 0 0	3 0 6, 4 0 0
8 9	2 6 7, 1 0 0	3 0 6, 7 0 0
9 0	2 6 7, 4 0 0	3 0 7, 0 0 0
9 1	2 6 7, 7 0 0	3 0 7, 3 0 0
9 2	2 6 8, 0 0 0	3 0 7, 6 0 0
9 3	2 6 8, 3 0 0	3 0 7, 8 0 0

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白浜町職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の白浜町職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当の支給率改定の特例)

- 4 白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員

給与等条例」という。)第13条及び第23条の規定により改正後の給与条例第21条第2項の規定を準用する場合において、同項に規定する期末手当基礎額に乘じる率(以下「期末手当支給率」という。)の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の期末手当支給率は、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の採用の日が属する年度の初日における当該規定の期末手当支給率によるものとする。

(勤勉手当の支給率改定の特例)

- 5 会計年度任用職員給与等条例第13条の2及び第23条の2の規定により改正後の給与条例第24条第2項の規定を準用する場合において、同項に規定する勤勉手当基礎額に乘じる率(以下「勤勉手当支給率」という。)の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の勤勉手当支給率は、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の採用の日が属する年度の初日における当該規定の勤勉手当支給率によるものとする。

(規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

白浜町職員の給与等に関する条例の一部改正 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現行
(期末手当)	(期末手当)
第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第23条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。	第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第23条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。
2 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給するものとし、その額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員で第26条に規定する管理職手当の支給を受けるもの（第24条において「管理職」という。） <u>にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、在職期間が1月未満の場合には期末手当を支給しない。	2 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給するものとし、その額は、期末手当基礎額に_____100分の125_____を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員で第26条に規定する管理職手当の支給を受けるもの（第24条において「管理職」という。） <u>にあっては100分の105</u> _____を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、在職期間が1月未満の場合には期末手当を支給しない。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。	3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」_____とする。
4～6 (略)	4～6 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員につい	第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員につい

でも、同様とする。

- 2 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給するものとし、その額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（管理職にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（管理職にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

別表第1（第8条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100

でも、同様とする。

- 2 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給するものとし、その額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の105（管理職にあっては、100分の125） を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の50 を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

別表第1（第8条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500

職員

4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500

職員

4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100

45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	

45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	

86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				
112		313,300				
113		313,500				
114		313,700				
115		314,000				
116		314,400				
117		314,600				
118		314,800				
119		315,100				
120		315,400				
121		315,700				
122		315,900				
123		316,200				
124		316,500				
125		316,800				

86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				
123		307,900				
124		308,200				
125		308,500				

再任用職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

別表第2（第8条関係）

医療職給料表

（単位：円）

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級
	号級	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用以外の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	

再任用職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

別表第2（第8条関係）

医療職給料表

（単位：円）

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級
	号級	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用以外の職員	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	

31	392,900	465,000	523,300
32	394,700	466,400	525,000
33	396,400	467,700	526,500
34	398,200	469,100	527,800
35	399,800	470,400	529,100
36	401,100	471,800	530,400
37	402,500	473,200	531,400
38	403,900	474,900	532,700
39	405,300	476,500	534,000
40	406,700	478,000	535,300
41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700
45	410,900	484,000	539,600
46	411,500	484,900	540,400
47	412,100	485,800	541,200
48	412,600	486,600	541,900
49	413,100	487,300	542,700
50	413,500	488,000	543,500
51	414,000	488,700	544,200
52	414,400	489,300	545,100
53	414,800	489,900	546,000
54	415,100	490,600	546,800
55	415,400	491,200	547,700
56	415,800	491,800	548,600
57	416,100	492,100	549,400
58	416,500	492,700	550,200
59	416,800	493,300	551,000
60	417,200	494,000	551,700
61	417,600	494,400	552,500
62	417,900	495,000	553,400
63	418,200	495,700	554,300
64	418,500	496,400	555,200
65	418,800	496,800	556,000
66		497,400	556,900
67		498,000	557,800
68		498,500	558,700
69		499,000	559,500
70		499,500	560,400
71		500,000	561,300

31	378,300	450,700	508,500
32	380,100	452,100	510,200
33	381,900	453,500	511,700
34	383,700	454,900	513,000
35	385,300	456,300	514,300
36	386,700	457,700	515,600
37	388,100	459,100	516,600
38	389,600	460,800	517,900
39	391,100	462,400	519,200
40	392,600	464,000	520,500
41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100
49	399,400	473,500	527,900
50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800
57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500
59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800
63	405,400	482,100	539,700
64	405,800	482,800	540,600
65	406,100	483,200	541,400
66		483,800	542,300
67		484,400	543,200
68		484,900	544,100
69		485,400	544,900
70		485,900	545,800
71		486,400	546,700

72		500,500	562,200	
73		500,900	563,000	
74		501,400		
75		501,800		
76		502,200		
77		502,700		
78		503,300		
79		503,800		
80		504,200		
81		504,700		
82		505,300		
83		505,900		
84		506,400		
85		506,900		

72		486,900	547,600	
73		487,300	548,400	
74		487,800		
75		488,200		
76		488,700		
77		489,200		
78		489,800		
79		490,400		
80		490,800		
81		491,300		
82		491,900		
83		492,500		
84		493,000		
85		493,500		

白浜町職員の給与等に関する条例の一部改正 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
（期末手当） 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第23条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。 2 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給するものとし、その額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u> _____を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員で第26条に規定する管理職手当の支給を受けるもの（第24条において「管理職」という。）にあっては<u>100分の106.25</u> _____を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、在職期間が1月未満の場合	（期末手当） 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第23条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。 2 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給するものとし、その額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の125</u>、12月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員で第26条に規定する管理職手当の支給を受けるもの（第24条において「管理職」という。）にあっては、6月に支給する場合には<u>100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、在職期間が1月未満の場合

には期末手当を支給しない。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」

とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給するものとし、その額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25

（管理職にあっては、100分の126.25）

を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

には期末手当を支給しない。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給するものとし、その額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105

（管理職にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（管理職にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務
職員の勤勉手当基礎額に100分の51
.25

を乗

じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第4 (第25条関係)

片道の通勤距離	支給の額
2キロメートル以上 3キロメートル未満	2,000円
3キロメートル以上 4キロメートル未満	2,730円
4キロメートル以上 5キロメートル未満	3,460円
5キロメートル以上 6キロメートル未満	4,200円
6キロメートル以上 7キロメートル未満	4,780円
7キロメートル以上 8キロメートル未満	5,360円
8キロメートル以上 9キロメートル未満	5,940円
9キロメートル以上 10キロメートル未満	6,520円
10キロメートル以上 11キロメートル未満	7,300円
11キロメートル以上 12キロメートル未満	7,900円
12キロメートル以上 13キロメートル未満	8,500円
13キロメートル以上 14キロメートル未満	9,100円
14キロメートル以上 15キロメートル未満	9,700円
15キロメートル以上 16キロメートル未満	10,400円
16キロメートル以上 17キロメートル未満	11,000円
17キロメートル以上 18キロメートル未満	11,600円
18キロメートル以上 19キロメートル未満	12,200円
19キロメートル以上 20キロメートル未満	12,800円
20キロメートル以上 21キロメートル未満	13,500円
21キロメートル以上 22キロメートル未満	14,100円
22キロメートル以上 23キロメートル未満	14,700円
23キロメートル以上 24キロメートル未満	15,300円
24キロメートル以上 25キロメートル未満	15,900円
25キロメートル以上 26キロメートル未満	16,600円
26キロメートル以上 27キロメートル未満	17,200円
27キロメートル以上 28キロメートル未満	17,800円
28キロメートル以上 29キロメートル未満	18,400円
29キロメートル以上 30キロメートル未満	19,000円
30キロメートル以上 31キロメートル未満	19,700円
31キロメートル以上 32キロメートル未満	20,300円
32キロメートル以上 33キロメートル未満	20,900円

勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務
職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給す
る場合には100分の50、12月に支
給する場合には100分の52.5を乗

じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第4 (第25条関係)

片道の通勤距離	支給の額
2キロメートル以上 3キロメートル未満	2,000円
3キロメートル以上 4キロメートル未満	2,730円
4キロメートル以上 5キロメートル未満	3,460円
5キロメートル以上 6キロメートル未満	4,200円
6キロメートル以上 7キロメートル未満	4,780円
7キロメートル以上 8キロメートル未満	5,360円
8キロメートル以上 9キロメートル未満	5,940円
9キロメートル以上 10キロメートル未満	6,520円
10キロメートル以上 11キロメートル未満	7,100円
11キロメートル以上 12キロメートル未満	7,680円
12キロメートル以上 13キロメートル未満	8,260円
13キロメートル以上 14キロメートル未満	8,840円
14キロメートル以上 15キロメートル未満	9,420円
15キロメートル以上 16キロメートル未満	10,000円
16キロメートル以上 17キロメートル未満	10,580円
17キロメートル以上 18キロメートル未満	11,160円
18キロメートル以上 19キロメートル未満	11,740円
19キロメートル以上 20キロメートル未満	12,320円
20キロメートル以上 21キロメートル未満	12,900円
21キロメートル以上 22キロメートル未満	13,480円
22キロメートル以上 23キロメートル未満	14,060円
23キロメートル以上 24キロメートル未満	14,640円
24キロメートル以上 25キロメートル未満	15,220円
25キロメートル以上 26キロメートル未満	15,800円
26キロメートル以上 27キロメートル未満	16,380円
27キロメートル以上 28キロメートル未満	16,960円
28キロメートル以上 29キロメートル未満	17,540円
29キロメートル以上 30キロメートル未満	18,120円
30キロメートル以上 31キロメートル未満	18,700円
31キロメートル以上 32キロメートル未満	19,280円
32キロメートル以上 33キロメートル未満	19,860円

33キロメートル以上 34キロメートル未満	21,500円	33キロメートル以上 34キロメートル未満	20,440円
34キロメートル以上 35キロメートル未満	22,100円	34キロメートル以上 35キロメートル未満	21,020円
35キロメートル以上	22,800円	35キロメートル以上	21,600円

白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行																												
（任期付職員の給与に関する特例） 第6条 任期付職員には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1級</td><td>200,300円</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>213,100円</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>242,000円</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>276,300円</td></tr> <tr> <td>5級</td><td>309,800円</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>332,600円</td></tr> </table> 2 （略）	職務の級	給料月額	1級	200,300円	2級	213,100円	3級	242,000円	4級	276,300円	5級	309,800円	6級	332,600円	（任期付職員の給与に関する特例） 第6条 任期付職員には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1級</td><td>188,000円</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>201,000円</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>230,000円</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>265,300円</td></tr> <tr> <td>5級</td><td>298,300円</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>321,300円</td></tr> </table> 2 （略）	職務の級	給料月額	1級	188,000円	2級	201,000円	3級	230,000円	4級	265,300円	5級	298,300円	6級	321,300円
職務の級	給料月額																												
1級	200,300円																												
2級	213,100円																												
3級	242,000円																												
4級	276,300円																												
5級	309,800円																												
6級	332,600円																												
職務の級	給料月額																												
1級	188,000円																												
2級	201,000円																												
3級	230,000円																												
4級	265,300円																												
5級	298,300円																												
6級	321,300円																												

白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 新旧対照表（第4条関係）

改 正 後			現 行		
別表第 1（第 4 条関係）			別表第 1（第 4 条関係）		
（単位：円）			（単位：円）		
職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000	1	183,500	230,000
2	196,900	243,300	2	184,600	231,500
3	198,100	244,700	3	185,800	233,000
4	199,200	246,100	4	186,900	234,500
5	200,300	247,500	5	188,000	236,000
6	202,000	248,900	6	189,700	237,500
7	203,600	250,300	7	191,300	239,000
8	205,200	251,700	8	192,900	240,500
9	206,700	253,100	9	194,500	242,000
10	208,400	254,300	10	196,200	243,400
11	210,000	255,600	11	197,800	244,800

<u>12</u>	<u>211,600</u>	<u>256,900</u>
<u>13</u>	<u>213,100</u>	<u>258,100</u>
<u>14</u>	<u>214,800</u>	<u>259,300</u>
<u>15</u>	<u>216,500</u>	<u>260,500</u>
<u>16</u>	<u>218,200</u>	<u>261,700</u>
<u>17</u>	<u>219,400</u>	<u>262,800</u>
<u>18</u>	<u>221,000</u>	<u>263,900</u>
<u>19</u>	<u>222,600</u>	<u>265,000</u>
<u>20</u>	<u>224,100</u>	<u>266,100</u>
<u>21</u>	<u>225,600</u>	<u>267,000</u>
<u>22</u>	<u>227,200</u>	<u>268,000</u>
<u>23</u>	<u>228,800</u>	<u>269,000</u>
<u>24</u>	<u>230,400</u>	<u>270,000</u>
<u>25</u>	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>
<u>26</u>	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>
<u>27</u>	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>
<u>28</u>	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>
<u>29</u>	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>
<u>30</u>	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>
<u>31</u>	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>
<u>32</u>	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>
<u>33</u>	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>
<u>34</u>	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>
<u>35</u>	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>
<u>36</u>	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>
<u>37</u>	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>
<u>38</u>	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>
<u>39</u>	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>
<u>40</u>	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>
<u>41</u>	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>
<u>42</u>	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>
<u>43</u>	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>
<u>44</u>	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>
<u>45</u>	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>
<u>46</u>	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>
<u>47</u>	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>
<u>48</u>	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>
<u>49</u>	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>
<u>50</u>	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>
<u>51</u>	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>
<u>52</u>	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>

<u>12</u>	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>
<u>13</u>	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>
<u>14</u>	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>
<u>15</u>	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>
<u>16</u>	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>
<u>17</u>	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>
<u>18</u>	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>
<u>19</u>	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>
<u>20</u>	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>
<u>21</u>	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>
<u>22</u>	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>
<u>23</u>	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>
<u>24</u>	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>
<u>25</u>	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>
<u>26</u>	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>
<u>27</u>	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>
<u>28</u>	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>
<u>29</u>	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>
<u>30</u>	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>
<u>31</u>	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>
<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>
<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>
<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>
<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>
<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>
<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>
<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>
<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>
<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>
<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>
<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>
<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>
<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>
<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>
<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>
<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>
<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>

53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800

53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100
61	248,500	286,700
62	248,800	287,400
63	249,100	288,000
64	249,400	288,500
65	249,700	289,000
66	250,000	289,600
67	250,300	290,100
68	250,600	290,700
69	250,900	291,200
70	251,200	291,700
71	251,500	292,300
72	251,800	292,900
73	252,100	293,400
74	252,400	293,900
75	252,700	294,300
76	253,000	294,600
77	253,300	294,800
78	253,600	295,100
79	253,900	295,300
80	254,200	295,600
81	254,500	295,800
82	254,800	296,000
83	255,100	296,300
84	255,400	296,500
85	255,700	296,800
86	256,000	297,100
87	256,300	297,400
88	256,600	297,700
89	256,900	298,000
90	257,200	298,300
91	257,500	298,600
92	257,800	299,000
93	258,100	299,200

--	--

白浜町職員の給与等に関する条例等の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

人事院の国会及び内閣に対する令和7年8月7日付けの職員の給与改定に関する勧告及び和歌山県人事委員会の和歌山県議会及び和歌山県知事に対する令和7年10月10日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給割合の改正等をするため、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

(1) 給料表の改正

人事院勧告で示された国家公務員の俸給表（若年層の職員に重点を置きつつ、全年齢層の給料月額を引き上げ）に準じ、給料表の改正を行う。

初任給について

区 分	改正前	改正後	引上額	引上率
大学卒	1 級 25 号給	1 級 25 号給	12,000 円	約 5.5%
	220,000 円	232,000 円		
短大卒	1 級 13 号給	1 級 13 号給	12,100 円	約 6.0%
	201,000 円	213,100 円		
高校卒	1 級 5 号給	1 級 5 号給	12,300 円	約 6.5%
	188,000 円	200,300 円		

(2) 期末・勤勉手当支給割合の改正

年間支給月数の引上げ

年度	対象	支給月	期末手当	勤勉手当	合計
令和 7 年度	一般職員	6 月	1.25	1.05	4.65 (現行 4.6)
		12 月	1.275	1.075	
	管理職員	6 月	1.05	1.25	4.65 (現行 4.6)
		12 月	1.075	1.275	
令和 8 年度	一般職員	6 月	1.2625	1.0625	4.65
		12 月	1.2625	1.0625	
	管理職員	6 月	1.0625	1.2625	4.65
		12 月	1.0625	1.2625	

(3) 通勤手当の改正

自動車等使用者に係る通勤手当について、通勤距離に応じて手当額を引き上げる。

3. 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- (2) 第1条及び第3条の改正規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案第 3 号

白浜町長等の給与等に関する条例及び白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

白浜町長等の給与等に関する条例及び白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 1 月 2 0 日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正及び職員の給与改定に鑑み、特別職及び議会議員の期末手当の額を改定するため、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町長等の給与等に関する条例及び白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(白浜町長等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 白浜町長等の給与等に関する条例（平成18年白浜町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の172.5」を「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第2条 白浜町長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成25年白浜町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の172.5」を「6月30日に支給する場合には100分の172.5、12月10日に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第4条 白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「6月30日に支給する場合には100分の172.5、12月10日に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白浜町長等の給与等に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の報酬条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の白浜町長等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

白浜町長等の給与等に関する条例の一部改正 新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
(旅費等) 第3条 町長等の旅費額は、別表に定める額とする。 2 前項の旅費の支給並びに通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額は、給料月額に100分の35を乗じて得た額とし、期末手当の算定基礎額に乘じる割合については、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5とする。</u>	(旅費等) 第3条 町長等の旅費額は、別表に定める額とする。 2 前項の旅費の支給並びに通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額は、給料月額に100分の35を乗じて得た額とし、期末手当の算定基礎額に乘じる割合については、<u>100分の172.5</u> <u>とする。</u>

白浜町長等の給与等に関する条例の一部改正 新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行
(旅費等) 第3条 町長等の旅費額は、別表に定める額とする。 2 前項の旅費の支給並びに通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額は、給料月額に100分の35を乗じて得た額とし、期末手当の算定基礎額に乘じる割合については、<u>100分の175</u> <u>とする。</u>	(旅費等) 第3条 町長等の旅費額は、別表に定める額とする。 2 前項の旅費の支給並びに通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額は、給料月額に100分の35を乗じて得た額とし、期末手当の算定基礎額に乘じる割合については、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5とする。</u>

白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
（期末手当） 第3条 6月1日及び12月1日において現に在職する議会の議員に対して期末手当を支給する。 2 期末手当は、6月30日及び12月10日（これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれその前日、これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれその前々日）に支給するものとし、その額は、前項に規定する日における議員報酬月額に<u>6月30日に支給する場合には100分の172.5、12月10日に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に同項に規定する日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再び就任したときは改選前の在職期間を通算した期間）に応じて次に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、期末手当の算定の基礎として加算する額は、議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、在職期間が1月未満の場合は、期末手当を支給しない。 (1)～(4) （略）	（期末手当） 第3条 6月1日及び12月1日において現に在職する議会の議員に対して期末手当を支給する。 2 期末手当は、6月30日及び12月10日（これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれその前日、これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれその前々日）に支給するものとし、その額は、前項に規定する日における議員報酬月額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に同項に規定する日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再び就任したときは改選前の在職期間を通算した期間）に応じて次に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、期末手当の算定の基礎として加算する額は、議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、在職期間が1月未満の場合は、期末手当を支給しない。 (1)～(4) （略）

白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 新旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
（期末手当） 第3条 6月1日及び12月1日において現に在職する議会の議員に対して期末手当を支給する。 2 期末手当は、6月30日及び12月10日（これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれその前日、これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれその前々日）に支給するものとし、その額は、前項に規定する日における議員報酬月額に<u>100分の175</u> _____を乗じて得た額に同項に規定する日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再び就任したときは改選前の在職期間を通算した期間）に応じて次に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、期末手当の算定の基礎として加算する額は、議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、在職期間が1月未満の場合は、期末手当を支給しない。 (1)～(4) （略）	（期末手当） 第3条 6月1日及び12月1日において現に在職する議会の議員に対して期末手当を支給する。 2 期末手当は、6月30日及び12月10日（これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれその前日、これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれその前々日）に支給するものとし、その額は、前項に規定する日における議員報酬月額に<u>6月30日に支給する場合には100分の172.5、12月10日に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に同項に規定する日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再び就任したときは改選前の在職期間を通算した期間）に応じて次に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、期末手当の算定の基礎として加算する額は、議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、在職期間が1月未満の場合は、期末手当を支給しない。 (1)～(4) （略）

議案第4号

令和7年度

白浜町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度白浜町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度白浜町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174,400千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ16,260,200千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日提出

白浜町長 大江 康弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		1,433,505	78,107	1,511,612
	2. 国庫補助金	523,736	78,107	601,843
19. 繰入金		1,337,603	96,293	1,433,896
	2. 基金繰入金	1,325,928	96,293	1,422,221
歳入合計		16,085,800	174,400	16,260,200

歳 出

単位：千円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議会費		95,349	1,178	96,527
	1. 議会費	95,349	1,178	96,527
2. 総務費		3,204,414	19,255	3,223,669
	1. 総務管理費	2,871,719	18,340	2,890,059
	2. 徴税費	161,771	2,506	164,277
	3. 戸籍住民基本台帳費	64,828	△2,036	62,792
	5. 統計調査費	21,196	445	21,641
3. 民生費		4,136,415	63,993	4,200,408
	1. 社会福祉費	2,934,291	9,155	2,943,446
	2. 児童福祉費	1,199,974	54,838	1,254,812
4. 衛生費		1,858,601	5,645	1,864,246
	1. 保健衛生費	894,691	3,609	898,300
	2. 清掃費	963,910	2,036	965,946
6. 農林水産業費		534,128	5,984	540,112
	1. 農業費	278,099	5,984	284,083

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 観光費		620,045	52,457	672,502
	1. 観光費	551,324	52,457	603,781
8. 土木費		1,035,083	4,413	1,039,496
	1. 土木管理費	69,129	3,344	72,473
	4. 都市計画費	272,823	1,069	273,892
9. 消防費		1,460,059	14,805	1,474,864
	1. 消防費	1,460,059	14,805	1,474,864
10. 教育費		1,392,925	6,670	1,399,595
	1. 教育総務費	490,819	4,904	495,723
	4. 幼稚園費	20,395	211	20,606
	5. 社会教育費	381,882	1,555	383,437
歳 出 合 計		16,085,800	174,400	16,260,200

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	1,433,505	78,107	1,511,612
19. 繰入金	1,337,603	96,293	1,433,896
歳入合計	16,085,800	174,400	16,260,200

(歳 出)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	95,349	1,178	96,527				1,178
2. 総務費	3,204,414	19,255	3,223,669				19,255
3. 民生費	4,136,415	63,993	4,200,408	47,537			16,456
4. 衛生費	1,858,601	5,645	1,864,246				5,645
6. 農林水産業費	534,128	5,984	540,112				5,984
7. 観光費	620,045	52,457	672,502	30,570			21,887
8. 土木費	1,035,083	4,413	1,039,496				4,413
9. 消防費	1,460,059	14,805	1,474,864				14,805
10. 教育費	1,392,925	6,670	1,399,595				6,670
歳 出 合 計	16,085,800	174,400	16,260,200	78,107			96,293

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	343,732	30,570	374,302	1. 総務管理費補助金	30,570	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 30,570
2. 民生費国庫補助金	41,458	47,537	88,995	3. 児童福祉費補助金	47,537	物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 44,400 物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 3,137
計	523,736	78,107	601,843			

(款) 19. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 基金繰入金	1,325,928	96,293	1,422,221	1. 財政調整基金繰入金	96,293	財政調整基金繰入金 96,293
計	1,325,928	96,293	1,422,221			

歳入合計	16,085,800	174,400	16,260,200			
------	------------	---------	------------	--	--	--

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 議会費	95,349	1,178	96,527				1,178	2. 給料	382	一般職給料（3人）382
								3. 職員手当等	796	超過勤務手当500 期末手当116 勤勉手当154 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）26
計	95,349	1,178	96,527				1,178			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源			区分		金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 一般管理費	413,540	△5,390	408,150				△5,390	2. 給料	△2,530	一般職給料（34人）	△2,530
								3. 職員手当等	△2,218	扶養手当	35
										通勤手当	△373
4. 会計管理費	35,235	764	35,999				764			超過勤務手当	700
										宿日直手当	74
										児童手当	△5
										期末手当（特別職）	89
										期末手当	△1,954
										勤勉手当	△1,471
										地域手当	56
										単身赴任手当	90
										市町村総合事務組合負担金（退職手当分）	△159
										市町村総合事務組合負担金（退職手当特別償還分）	700
								4. 共済費	△642	職員共済組合負担金（特別職）	△12
										職員共済組合負担金	△630
4. 会計管理費	35,235	764	35,999				764	2. 給料	373	一般職給料（3人）	373
								3. 職員手当等	269	期末手当	106
										勤勉手当	138
										市町村総合事務組合負担金（退職手当分）	25
								4. 共済費	122	職員共済組合負担金	122

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6. まちづくり 推進費	1,386,274	16,759	1,403,033				16,759	1. 報酬	987	会計年度任用職報酬 531 会計年度任用職報酬（手当分） 456
								4. 共済費	166	職員共済組合負担金（会計年度任用職） 86 社会保険料（会計年度任用職） 65 雇用保険料（会計年度任用職） 15
								10. 需用費	1,789	消耗品費 300 印刷製本費 1,489
								11. 役務費	1,795	郵便料 1,545 広告料 100 折込手数料 150
								12. 委託料	947	封入作業委託料 462 商品券加盟店登録業務委託料 265 住基情報抽出業務委託料 220
								18. 負担金、補助 及び交付金	11,075	商品券配布事業負担金 11,075
								12. 支所及び出 張所費	120,829	3,727
								3. 職員手当等	1,853	超過勤務手当 800 期末手当 422 勤勉手当 526 市町村総合事務組合負担金（退職手当分） 105

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								4. 共済費	380	職員共済組合負担金 380
14. 防災費	343,150	1,968	345,118				1,968	2. 給料	1,026	一般職給料（8人） 1,026
								3. 職員手当等	735	通勤手当 11
										期末手当 292
								勤勉手当 369		
								市町村総合事務組合負担金（退職手当分） 63		
								4. 共済費	207	職員共済組合負担金 207
15. 地籍調査費	77,513	512	78,025				512	2. 給料	539	一般職給料（5人） 539
								3. 職員手当等	47	扶養手当 △1
										通勤手当 89
										住宅手当 △13
期末手当 76										
勤勉手当 △133										
市町村総合事務組合負担金（退職手当分） 29										
								4. 共済費	△74	職員共済組合負担金 △74
計	2,871,719	18,340	2,890,059				18,340			

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 税務総務費	98,084	2,506	100,590				2,506	2. 給料	1,459	一般職給料（11人）	1,459
								3. 職員手当等	907	通勤手当	36
										住宅手当	△9
										期末手当	410
										勤勉手当	370
										市町村総合事務組合負担金（退職手当分）	100
								4. 共済費	140	職員共済組合負担金	140
計	161,771	2,506	164,277				2,506				

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	64,828	△2,036	62,792				△2,036	2. 給料	△1,742	一般職給料 (3人) △1,742
								3. 職員手当等	△354	通勤手当 △6 住宅手当 108 期末手当 △236 勤勉手当 △172 市町村総合事務組合負担金 (退職手当分) △48
								4. 共済費	60	職員共済組合負担金 60
計	64,828	△2,036	62,792				△2,036			

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 統計調査総務費	6,428	445	6,873				445	2. 給料	128	一般職給料（1人）128
								3. 職員手当等	230	超過勤務手当150 期末手当34 勤勉手当38 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）8
								4. 共済費	87	職員共済組合負担金87
計	21,196	445	21,641				445			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 社会福祉総務費	1,744,149	6,202	1,750,351				6,202	2. 給料	1,299	一般職給料（10人）1,299
								3. 職員手当等	725	扶養手当△27 通勤手当△57 期末手当291 勤勉手当417 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）101
								4. 共済費	468	職員共済組合負担金468
								27. 繰出金	3,710	国民健康保険事業特別会計事業勘定繰出金3,710
2. 老人福祉費	1,143,211	2,235	1,145,446				2,235	27. 繰出金	2,235	介護保険特別会計繰出金2,235
3. 国民年金費	16,694	502	17,196				502	2. 給料	245	一般職給料（2人）245
								3. 職員手当等	149	扶養手当△34 期末手当75 勤勉手当91 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）17
								4. 共済費	108	職員共済組合負担金108
5. 住民交流センター運営費	21,455	216	21,671				216	2. 給料	114	一般職給料（1人）114
								3. 職員手当等	86	期末手当35

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										勤勉手当 43 市町村総合事務組合負担金（退職手当分 8)
								4. 共済費	16	職員共済組合負担金 16
計	2,934,291	9,155	2,943,446				9,155			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 児童福祉総務費	46,730	648	47,378				648	2. 給料	388	一般職給料（3人）388
								3. 職員手当等	247	通勤手当△6 住宅手当220 期末手当110 勤勉手当△104 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）27
								4. 共済費	13	職員共済組合負担金13
3. 保育所費	741,268	6,653	747,921				6,653	2. 給料	3,520	一般職給料（33人）3,520
								3. 職員手当等	2,500	扶養手当58 通勤手当△33 児童手当160 期末手当1,088 勤勉手当952 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）275
								4. 共済費	633	職員共済組合負担金633
11. 子育て応援手当支給事業費	0	47,537	47,537	47,537				3. 職員手当等	300	超過勤務手当300
								10. 需用費	300	消耗品費150 印刷製本費150
								11. 役務費	557	郵便料242

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
										振込手数料 派遣手数料	238 77
								12. 委託料	1,980	システム改修委託料	1,980
								18. 負担金、補助 及び交付金	44,400	物価高対応子育て応援手当	44,400
計	1,199,974	54,838	1,254,812	47,537			7,301				

(項) 1. 保健衛生費

- 18 -

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 保健衛生総務費	382,826	1,623	384,449				1,623	2. 給料	1,033	一般職給料（13人）	1,033
								3. 職員手当等	553	扶養手当	△18
										通勤手当	22
										住宅手当	91
								期末手当	110		
								勤勉手当	282		
								市町村総合事務組合負担金（退職手当分）	66		
								4. 共済費	37	職員共済組合負担金	37
5. 環境衛生費	162,677	1,986	164,663				1,986	2. 給料	885	一般職給料（7人）	885
								3. 職員手当等	823	児童手当	150
										期末手当	265
										勤勉手当	346
								市町村総合事務組合負担金（退職手当分）	62		
								4. 共済費	278	職員共済組合負担金	278
計	894,691	3,609	898,300				3,609				

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 塵芥処理費	726, 501	2, 036	728, 537				2, 036	2. 給料	1, 113	一般職給料（9人）	1, 113
								3. 職員手当等	767	期末手当	309
										勤勉手当	381
										市町村総合事務組合負担金（退職手当分）	77
								4. 共済費	156	職員共済組合負担金	156
計	963, 910	2, 036	965, 946				2, 036				

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

單位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
2. 農業総務費	114,587	5,984	120,571				5,984	2. 給料	2,870	一般職給料（12人）	2,870	
								3. 職員手当等	1,888	扶養手当	107	
										通勤手当	6	
										住宅手当	160	
										児童手当	120	
											期末手当	593
											勤勉手当	694
											市町村総合事務組合負担金（退職手当分）	208
								4. 共済費	845	職員共済組合負担金	845	
								18. 負担金、補助及び交付金	381	農業集落排水事業特別会計補助金	381	
計	278,099	5,984	284,083				5,984					

(款) 7. 観光費

(項) 1. 観光費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 観光総務費	305,969	52,307	358,276	30,570			21,737	1. 報酬	514	会計年度任用職報酬（手当分） 514
								2. 給料	1,257	一般職給料（8人） 1,257
								3. 職員手当等	4,691	超過勤務手当 4,000 児童手当 △160 期末手当 347 勤勉手当 424 市町村総合事務組合負担金（退職手当分） 80
								4. 共済費	845	職員共済組合負担金 845
								12. 委託料	45,000	宿泊割引クーポン事業等委託料 45,000
								3. 職員手当等	150	超過勤務手当（会計年度任用職） 150
4. 公園費	137,944	150	138,094				150	3. 職員手当等	150	超過勤務手当（会計年度任用職） 150
計	551,324	52,457	603,781	30,570			21,887			

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 土木総務費	68,546	3,344	71,890				3,344	2. 給料	1,051	一般職給料（8人）	1,051
								3. 職員手当等	2,220	超過勤務手当	1,500
										期末手当	287
										勤勉手当	360
								市町村総合事務組合負担金（退職手当分）	73		
								4. 共済費	73	職員共済組合負担金	73
計	69,129	3,344	72,473				3,344				

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

1. 都市計画総務費	249,666	1,069	250,735				1,069	2. 給料	381	一般職給料 (3人) 381
								3. 職員手当等	567	超過勤務手当 300 期末手当 110 勤勉手当 130 市町村総合事務組合負担金 (退職手当分) 27
								4. 共済費	121	職員共済組合負担金 121
計	272,823	1,069	273,892				1,069			

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2. 事務局費	88,595	4,498	93,093				4,498	2. 給料	1,972	一般職給料 (7人)	1,972
								3. 職員手当等	2,006	通勤手当	84
										超過勤務手当	900
3. 日置川教育 事務所費	24,144	406	24,550				406	2. 給料	248	児童手当	705
										3. 職員手当等	151
								4. 共済費	7		
3. 職員手当等	2,006	勤勉手当	△33								
		4. 共済費	520	市町村総合事務組合負担金 (退職手当分)	110						
3. 職員手当等	151			職員共済組合負担金	520						
		4. 共済費	7	一般職給料 (2人)	248						
3. 職員手当等	151			期末手当	41						
		4. 共済費	7	勤勉手当	99						
3. 職員手当等	151			市町村総合事務組合負担金 (退職手当分)	11						
		4. 共済費	7	職員共済組合負担金	7						
計	490,819			4,904	495,723				4,904		

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 幼稚園費	20,395	211	20,606				211	2. 給料	113	一般職給料（2人）113
								3. 職員手当等	77	期末手当32 勤勉手当37 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）8
								4. 共済費	21	公立学校共済組合負担金21
計	20,395	211	20,606				211			

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明							
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額								
				国県支出金	地 方 債	そ の 他											
1. 社会教育総務費	44,795	141	44,936				141	2. 給料	639	一般職給料（4人）	639						
								3. 職員手当等	△703	超過勤務手当	500	期末手当	△708	勤勉手当	△539	市町村総合事務組合負担金（退職手当分）	44
								4. 共済費	205	職員共済組合負担金	205						
3. 公民館費	34,581	522	35,103				522	2. 給料	274	一般職給料（2人）	274						
								3. 職員手当等	187	期末手当	73	勤勉手当	96	市町村総合事務組合負担金（退職手当分）	18		
								4. 共済費	61	職員共済組合負担金	61						
4. 図書館費	30,618	277	30,895				277	2. 給料	121	一般職給料（1人）	121						
								3. 職員手当等	84	期末手当	35	勤勉手当	41	市町村総合事務組合負担金（退職手当分）	8		
								4. 共済費	72	職員共済組合負担金	72						
5. 児童館費	26,937	615	27,552				615	2. 給料	271	一般職給料（2人）	271						

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								3. 職員手当等	186	期末手当 72 勤勉手当 95 市町村総合事務組合負担金（退職手当分） 19
								4. 共済費	158	職員共済組合負担金 158
計	381,882	1,555	383,437				1,555			

歳出合計	16,085,800	174,400	16,260,200	78,107			96,293			
------	------------	---------	------------	--------	--	--	--------	--	--	--

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

単位：千円

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率(月分)	その他の手当	計		
補正後	長 等	3		22,440	8,836 (3.50)	6,425	37,701	5,241	42,942 その他の手当の内容 ・通勤手当 ・市町村総合事務組合負担金
	議 員	12	34,200		10,816 (3.50)		45,016	9,186	54,202
	その他の 特 別 職	1,835	69,063				69,063		69,063
	計	1,850	103,263	22,440	19,652	6,425	151,780	14,427	166,207
補正前	長 等	3		22,440	8,710 (3.45)	6,425	37,575	5,253	42,828 その他の手当の内容 ・通勤手当 ・市町村総合事務組合負担金
	議 員	12	34,200		10,816 (3.45)		45,016	9,186	54,202
	その他の 特 別 職	1,835	69,063				69,063		69,063
	計	1,850	103,263	22,440	19,526	6,425	151,654	14,439	166,093
比 較	長 等	0		0	126 (0.05)	0	126	△ 12	114
	議 員	0	0		0 (0.05)		0	0	0
	その他の 特 別 職	0	0				0		0
	計	0	0	0	126	0	126	△ 12	114

2 一般職

(1) 総括

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(202) 293	348,812	1,117,612	897,377	2,363,801	460,353	2,824,154	
補正前	(202) 296	347,311	1,090,028	873,148	2,310,487	454,400	2,764,887	
比 較	(0) △ 3	1,501	27,584	24,229	53,314	5,953	59,267	

職員数における（ ）書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	32,371	23,644	18,476	12,160	83,499	23,500	16,680	305,614	272,392
	補正前	32,040	23,961	18,643	12,160	72,699	23,500	16,680	301,101	266,253
	比 較	331	△ 317	△ 167	0	10,800	0	0	4,513	6,139

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後	1,409	1,775	738	77,583		27,536			
	補正前	1,335	1,719	648	75,573		26,836			
	比 較	74	56	90	2,010		700			

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	288		1,100,383	775,322	1,875,705	372,622	2,248,327	
補正前	291		1,072,799	751,243	1,824,042	366,835	2,190,877	
比 較	△ 3		27,584	24,079	51,663	5,787	57,450	

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	32,371	23,177	18,476	12,160	83,208	23,500	16,680	240,532	217,385
	補正前	32,040	23,494	18,643	12,160	72,558	23,500	16,680	236,019	211,246
	比 較	331	△ 317	△ 167	0	10,650	0	0	4,513	6,139

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後	1,409	1,775	738	76,375		27,536			
	補正前	1,335	1,719	648	74,365		26,836			
	比 較	74	56	90	2,010		700			

イ 会計年度任用職員

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(202) 5	348,812	17,229	122,055	488,096	87,731	575,827	
補正前	(202) 5	347,311	17,229	121,905	486,445	87,565	574,010	
比 較	(0) 0	1,501	0	150	1,651	166	1,817	

職員数における（ ）書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)				
	補正後	467	291	65,082	55,007	1,208				
	補正前	467	141	65,082	55,007	1,208				
	比 較	0	150	0	0	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

単位：千円

区 分	増減額	増減額事由別内訳	説 明	備 考
給 料	27,584	給与改定に伴う増減分	35,939	給与改定率 3.35%
		昇給に伴う増加分		給与改定実施時期 令和7年4月1日
		その他の増減分	△ 8,355	(現に在職する職員数) その他 計
				補正後 288人 0人 288人 補正前 291人 0人 291人 比 較 △3人 0人 △3人
職員手当	24,229	制度改正に伴う増減分	23,060	期末手当 支給月額0.025月引き上げ
		その他の増減分	1,169	勤勉手当 支給月額0.025月引き上げ

生活支援商品券配付事業について
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業)

1. 事業概要

当初の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(重点支援交付金)の交付見込額が上振れしたことによる歳入の補正と、生活者支援商品券の配付金額を、子育て世帯支援強化の観点から増額措置を行う。

なお、国からの交付上限額は260,570千円(230,000千円)となった。

2. 事業内容

換金・精算等にかかる負担軽減に寄与するデジタル商品券の住民への配付を実施し、65歳以上の方には紙の商品券を配付することで、きめ細やかな生活支援を実施する。

各個人の個別事情に汲みすることができるよう世帯郵送配布ではなく個別郵送配布とする。

3. 対象者

1月1日現在白浜町に住民登録がある者とする。なお、幅広い支援とするため、1月2日から1月31日までに出生した者を新たに対象とする。

令和7年12月末現在 19,507名

うち、18歳以下の者 2,215名

19歳以上の者 17,292名

うち、65歳以上の者 7,619名

4. 配付額

18歳以下 20,000円(15,000円)

19歳以上 10,000円

5. 事業費

246,759千円(230,000千円)

うち、商品券分 217,220(206,145千円)

事務費分 29,539(23,855千円)

6. 事業予定

1月 事業周知広報開始、事業者説明会及び加盟店募集開始

3月 郵送による配付・利用開始予定

6月 商品券利用期限予定

8月 事業完了予定

※ () 内は変更前金額

令和7年度物価高対応子育て応援手当支給事業について

1. 趣旨等

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月20日閣議決定）において、0歳から18歳までのこどもたちに1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給することが決定されたことを踏まえ、子育て世帯を支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給する。

2. 事業内容

(1) 支給対象児童

- ①令和7年9月分の児童手当法による児童手当の支給対象児童
- ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

(2) 支給対象児童

2, 220人（見込み）

(3) 支給額

対象児童1人当たり 20, 000円

(4) 事業費 47, 537千円

内訳：給付費 44, 400千円

事務費 3, 137千円

*一部次年度へ繰越予定

(5) 支給開始

令和8年3月中開始予定

宿泊割引クーポン配布等事業について
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業)

1. 趣旨

物価高騰による観光需要への影響緩和及び観光消費の喚起を通じた地域経済の活性化並びに観光産業等の推進を図るため、物価高騰対応支援事業としてオンライン旅行予約サイトを活用した宿泊割引クーポン配布等事業を実施する。

2. 宿泊対象期間（予定）

- ①令和8年5月頃～7月頃
- ②令和8年9月頃～12月頃

3. 割引率（予定）

約20%～30%（宿泊料金等に応じて設定）

4. 事業費（予定）

45,000千円（内、国庫補助金 30,570千円）

議案第5号

令和7年度

白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度白浜町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,710千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2,759,010千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日提出

白浜町長 大江 康弘

事 業 勘 定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		311,551	3,710	315,261
	1. 他会計繰入金	240,186	3,710	243,896
歳入合計		2,755,300	3,710	2,759,010

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		60,310	3,710	64,020
	1. 総務管理費	48,222	3,710	51,932
歳 出 合 計		2,755,300	3,710	2,759,010

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金	311,551	3,710	315,261
歳入合計	2,755,300	3,710	2,759,010

(歳 出)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	60,310	3,710	64,020				3,710
歳 出 合 計	2,755,300	3,710	2,759,010				3,710

2 歳 入

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	240,186	3,710	243,896	5. 職員給与費等繰入金	3,710	職員給与費等繰入金 3,710
計	240,186	3,710	243,896			
歳入合計	2,755,300	3,710	2,759,010			

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	46,480	3,710	50,190				3,710	2. 給料	2,161	一般職給料（4人）2,161
								3. 職員手当等	986	扶養手当6
										通勤手当△65
										住宅手当6
4. 共済費	563	期末手当592								
		勤勉手当316								
		市町村総合事務組合負担金（退職手当分）131								
計	48,222	3,710	51,932				3,710			
歳出合計	2,755,300	3,710	2,759,010				3,710			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総括

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(7) 4	7,793	18,698	15,663	42,154	8,675	50,829	
補正前	(7) 4	7,793	16,537	14,677	39,007	8,112	47,119	
比 較	(0) 0	0	2,161	986	3,147	563	3,710	

職員数における（ ）書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	1,290	283	48	50	1,500			6,186	5,017
	補正前	1,284	348	42	50	1,500			5,594	4,701
	比 較	6	△ 65	6	0	0			592	316

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後				1,289					
	補正前				1,158					
	比 較				131					

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	4		18,698	12,708	31,406	6,689	38,095	
補正前	4		16,537	11,722	28,259	6,126	34,385	
比 較	0		2,161	986	3,147	563	3,710	

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	1,290	283	48	50	1,500			4,581	3,667
	補正前	1,284	348	42	50	1,500			3,989	3,351
	比 較	6	△ 65	6	0	0			592	316

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後				1,289					
	補正前				1,158					
	比 較				131					

イ 会計年度任用職員

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(7)	7,793		2,955	10,748	1,986	12,734	
補正前	(7)	7,793		2,955	10,748	1,986	12,734	
比 較	(0) 0	0		0	0	0	0	

職員数における（ ）書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)				
	補正後			1,605	1,350					
	補正前			1,605	1,350					
	比 較			0	0					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

単位：千円

区 分	増減額	増減額事由別内訳		説 明	備 考			
給 料	2,161	給与改定に伴う増減分	508		給与改定率	3.07%		
		昇給に伴う増加分			給与改定実施時期	令和7年4月1日		
		その他の増減分	1,653		(現に在職する職員数)	その他	計	
					補正後	4人	0人	4人
					補正前	4人	0人	4人
					比 較	0人	0人	0人
職員手当	986	制度改正に伴う増減分	510		期末手当	支給月額0.025月引き上げ		
		その他の増減分	476		勤勉手当	支給月額0.025月引き上げ		

議案第6号

令和7年度

白浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度白浜町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,235千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ3,474,536千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日提出

白浜町長 大江 康弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		620,189	2,235	622,424
	1. 一般会計繰入金	545,945	2,235	548,180
歳入合計		3,472,301	2,235	3,474,536

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		95,026	1,367	96,393
	1. 総務管理費	62,596	1,367	63,963
3. 地域支援事業費		203,418	868	204,286
	3. 包括的支援事業・任意事業費	98,149	868	99,017
歳 出 合 計		3,472,301	2,235	3,474,536

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
6.繰入金	620,189	2,235	622,424
歳入合計	3,472,301	2,235	3,474,536

(歳 出)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	95,026	1,367	96,393				1,367
3. 地域支援事業費	203,418	868	204,286				868
歳 出 合 計	3,472,301	2,235	3,474,536				2,235

2 歳 入

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. その他一般会計繰入金	138,948	2,235	141,183	1. 職員給与費等繰入金	2,235	職員給与費等繰入金 2,235
計	545,945	2,235	548,180			
歳入合計	3,472,301	2,235	3,474,536			

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	62,269	1,367	63,636				1,367	2. 給料	725	一般職給料（6人）725
								3. 職員手当等	539	期末手当216 勤勉手当272 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）51
								4. 共済費	103	職員共済組合負担金103
計	62,596	1,367	63,963				1,367			

(款) 3. 地域支援事業費 (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2. 総合相談事業費	10,813	227	11,040				227	2. 給料	111	一般職給料（1人）111
								3. 職員手当等	78	期末手当32 勤勉手当39 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）7
								4. 共済費	38	職員共済組合負担金38
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	8,468	233	8,701				233	2. 給料	126	一般職給料（1人）126
								3. 職員手当等	96	期末手当39 勤勉手当48 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）9
								4. 共済費	11	職員共済組合負担金11
8. 生活支援体制整備事業費	12,428	190	12,618				190	2. 給料	116	一般職給料（1人）116
								3. 職員手当等	87	期末手当35 勤勉手当44 市町村総合事務組合負担金（退職手当分）8
								4. 共済費	△13	職員共済組合負担金△13
9. 認知症総合支援事業費	9,598	218	9,816				218	2. 給料	116	一般職給料（1人）116

(款) 3. 地域支援事業費 (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								3. 職員手当等	87	期末手当 36 勤勉手当 43 市町村総合事務組合負担金（退職手当分） 8
								4. 共済費	15	職員共済組合負担金 15
計	98,149	868	99,017				868			

歳出合計	3,472,301	2,235	3,474,536				2,235			
------	-----------	-------	-----------	--	--	--	-------	--	--	--

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総括

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(12) 10	26,280	41,574	36,155	104,009	20,060	124,069	
補正前	(12) 10	26,280	40,380	35,268	101,928	19,906	121,834	
比 較	(0) 0	0	1,194	887	2,081	154	2,235	

職員数における()書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	726	712	672		3,500		360	14,568	12,704
	補正前	726	712	672		3,500		360	14,210	12,258
	比 較	0	0	0		0		0	358	446

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後				2,913					
	補正前				2,830					
	比 較				83					

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	10		41,574	26,474	68,048	13,590	81,638	
補正前	10		40,380	25,587	65,967	13,436	79,403	
比 較	0		1,194	887	2,081	154	2,235	

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	726	712	672		3,500		360	9,307	8,284
	補正前	726	712	672		3,500		360	8,949	7,838
	比 較	0	0	0		0		0	358	446

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後				2,913					
	補正前				2,830					
	比 較				83					

イ 会計年度任用職員

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(12)	26,280		9,681	35,961	6,470	42,431	
補正前	(12)	26,280		9,681	35,961	6,470	42,431	
比 較	(0) 0	0		0	0	0	0	

職員数における（ ）書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)				
	補正後			5,261	4,420					
	補正前			5,261	4,420					
	比 較			0	0					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

単位：千円

区 分	増減額	増減額事由別内訳		説 明	備 考			
給 料	1,194	給与改定に伴う増減分	1,194		給与改定率	2.98%		
					給与改定実施時期	令和7年4月1日		
		昇給に伴う増加分						
		その他の増減分	0		(現に在職する職員数)	その他	計	
					補正後	10人	0人	10人
					補正前	10人	0人	10人
					比 較	0人	0人	0人
職員手当	887	制度改正に伴う増減分	887		期末手当	支給月額0.025月引き上げ		
					勤勉手当	支給月額0.025月引き上げ		
		その他の増減分	0					

議案第7号

令和7年度

白浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度白浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度白浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		
	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
第1款 農業集落排水事業収益	18,889千円	381千円	19,270千円
第2項 営業外収益	16,416千円	381千円	16,797千円
	支 出		
	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
第1款 農業集落排水事業費用	18,889千円	381千円	19,270千円
第1項 営業費用	17,985千円	381千円	18,366千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
（1）職員給与費	4,520千円	381千円	4,901千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第8条に定めた農業集落排水事業に助成するために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「10,431千円」を「10,812千円」に改める。

令和8年1月20日提出

白浜町長 大江 康弘

令和 7 年度白浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 農業集落排水事業収益			18,889	381	19,270	
	2. 営業外収益		16,416	381	16,797	
		1. 他会計補助金	10,431	381	10,812	

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 農業集落排水事業費用			18,889	381	19,270	
	1. 営業費用		17,985	381	18,366	
		3. 総係費	4,625	381	5,006	

令和7年度白浜町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)基礎資料

(款)農業集落排水事業収益 (項)営業外収益 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 他会計補助金	10,431	381	10,812	1. 他会計補助金	10,812	一般会計補助金 10,812
計	10,431	381	10,812			

(款)農業集落排水事業費用 (項)営業費用

3. 総係費	4,625	381	5,006	1. 給与	2,651	一般職員給料	2,651
				2. 手当	1,175	期末手当	370
						勤勉手当	319
						超過勤務手当	300
						市町村総合事務組合負担金	186
				3. 法定福利費	677	職員共済組合負担金等	677
				4. 印刷製本代	100	予算書・決算書印刷	
				5. 負担金	5	農業集落排水負担金	
				6. 賞与引当金繰入額	333	賞与引当金繰入	
				7. 法定福利費引当金繰入額	65	法定福利費引当金繰入	
計	4,625	381	5,006				

給 与 費 明 細 書

(1) 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定支弁職員		1		2,651	1,508	4,159	742	4,901
	資本勘定支弁職員								
	合 計		1	0	2,651	1,508	4,159	742	4,901
補正前	損益勘定支弁職員		1	0	2,506	1,342	3,848	672	4,520
	資本勘定支弁職員								
	合 計		1	0	2,506	1,342	3,848	672	4,520
比 較	損益勘定支弁職員		1	0	145	166	311	70	381
	資本勘定支弁職員		0	0	0	0	0	0	0
	合 計		1	0	145	166	311	70	381

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後					300		551	471
	補正前					200		525	441
	比 較	0	0	0		100	0	26	30

職員手当 の 内 訳	区 分	市町村総合事務組合負担金	児童手当						
	補正後	186							
	補正前	176							
	比 較	10	0						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定支弁職員		1		2,651	1,508	4,159	742	4,901
	資本勘定支弁職員								
	合 計		1		2,651	1,508	4,159	742	4,901
補正前	損益勘定支弁職員		1		2,506	1,342	3,848	672	4,520
	資本勘定支弁職員								
	合 計		1		2,506	1,342	3,848	672	4,520
比 較	損益勘定支弁職員		0		145	166	311	70	381
	資本勘定支弁職員		0		0	0	0	0	0
	合 計		0		145	166	311	70	381

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後					300		551	471
	補正前					200		525	441
	比 較	0	0	0		100	0	26	30

職員手当 の 内 訳	区 分	市町村総合事務組合負担金	児童手当						
	補正後	186							
	補正前	176							
	比 較	10	0						

イ 会計年度任用職員

区 分		職 員 数	給 与 費				法定福利費	合 計
		一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)
補正後	損益勘定支弁職員			0		0		0
	資本勘定支弁職員							
	合 計		0	0	0	0	0	0
補正前	損益勘定支弁職員		0	0	0	0	0	0
	資本勘定支弁職員							
	合 計		0	0	0	0	0	0
比 較	損益勘定支弁職員		0	0	0	0	0	0
	資本勘定支弁職員							
	合 計		0	0	0	0	0	0

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	市町村総合事務組合負担金		
	補正後							
	補正前							
	比 較	0	0	0	0	0		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増減額事由別内訳	説 明	備 考
給 料	145	給与改定に伴う増減分	145	給与改定率 5.58% 給与改定実施時期 令和7年4月1日
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		職員数の異動状況 (現に在職する職員数) その他 計 補正後 1人 0人 1人 補正前 1人 0人 1人 比 較 0人 0人 0人
職員手当	166	制度改正に伴う増減分	166	期末手当 支給月額0.025月引き上げ 勤勉手当 支給月額0.025月引き上げ
		その他の増減分		

令和7年度白浜町農業集落排水事業特別会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

円

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	106,844
減価償却費	8,068,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	78,000
長期前受金戻入額	△ 5,810,000
受取利息及び配当金	0
支払利息	304,000
未収金の増減額 (△は増加)	△ 106,764
未払金の増加額	76,160
前受金・預り金の増減	0
小計	2,716,240
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△ 304,000
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	2,412,240

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	0
国庫等補助金による収入	0
基金取崩しによる収入	0
基金への積立による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	0

円

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出

他会計からの出資による収入

財務活動によるキャッシュ・フロー ③

△ 4,814,000

2,559,000

△ 2,255,000

4. 資金に係る換算差額

0

5. 資金増加額（△は減少額）④＝①＋②＋③

157,240

6. 資金期首残高

3,516,112

7. 資金期末残高

3,673,352

令和7年度白浜町農業集落排水事業特別会計予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

資 産 の 部		円	円	円	円
1 固 定 資 産					
(1) 有形固定資産					
イ 土 地			8,322,336		
ロ 建 物	9,427,328				
減価償却累計額	<u>725,900</u>		8,701,428		
ハ 構 築 物	239,309,699				
減価償却累計額	<u>23,055,104</u>		216,254,595		
ニ 機械及び装置	9,677,824				
減価償却累計額	<u>421,838</u>		9,255,986		
ホ 車両運搬具					
減価償却累計額	<u> </u>		0		
ヘ 工具器具及び備品					
減価償却累計額	<u> </u>		<u>0</u>		
ト リース資産	0				
減価償却累計額	<u>0</u>		0		
チ 建設仮勘定			0		
リ 調査費			<u>0</u>		
有形固定資産合計				242,534,345	

	円	円	円	円
2 流動資産				
(1) 現金預金			3,673,352	
(2) 未収金		<u>204,684</u>	<u>204,684</u>	
流動資産合計				<u>3,878,036</u>
資産合計				<u>246,412,381</u>
	負債の部			
3 固定負債				
(1) 企業債			<u>11,679,747</u>	
固定負債合計				11,679,747
4 流動負債				
(1) 企業債			4,680,469	
(2) 未払金			427,400	
(3) 引当金			398,000	
(4) 預り金			<u>3,310</u>	
流動負債合計				5,509,179

5 繰延収益	円	円	円	円
(1) 長期前受金		186,162,054		
(2) 収益化累計額		<u>17,433,540</u>		
繰延収益合計			<u>168,728,514</u>	
負債合計			<u>185,917,440</u>	
資本の部				
6 資本金				
(1) 固有資本金		48,549,525		
(2) 出資金		<u>7,341,000</u>		
資本金合計			55,890,525	
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額		0		
ロ 負担金		832,234		
ハ 県補助金		<u>2,496,701</u>		
資本剰余金合計			3,328,935	

	円	円	円	円
(2) 利 益 剰 余 金				
へ 当年度未処分利益剰余金		<u>1,275,481</u>		
利益剰余金合計			<u>1,275,481</u>	
剰 余 金 合 計				<u>4,604,416</u>
資 本 合 計				<u>60,494,941</u>
負 債 資 本 合 計				<u>246,412,381</u>